

**三重高等学校・春高バレー出場へのご支援をご検討いただいている方で、
寄附金控除の手続きのため、ご自身で確定申告をされる予定の方へ**

1. 確定申告期間について

寄附金のお振込み日やお振込み方法により、確定申告時に必要となる本法人発行の書類（寄附金受領書等）の申告時期が異なります。次の表を参考にご検討ください。

◆寄附金のお振込日・お振込方法別 確定申告期間

| お振込日 お振込方法 | ～2018年 11月30日 | 2018年 12月1日～31日 | 2019年 1月1日～ |
|------------------------|---------------------------------------|--------------------|-----------------------|
| オンライン寄附 (F-REGI) ※1 | | | <u>2020年</u> 1月1日～ |
| 専用振込用紙による寄附 ※2 | <u>2019年</u> 2月18日(月) ～3月15日(金) | | 2月中旬 ～3月中旬 (予定) |
| 現金の寄附 ※3 | | | |

※1 インターネット上の寄附システム（F-REGI）を利用し、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy 決済の何れかの決済方法でご寄附をいただく場合、カード会社、コンビニエンスストア及び決済代行会社（株式会社エフレジ）を介して1～2ヶ月後に本法人の寄附金口座に振り込まれます。

例) 振込日：2018年12月1日 ⇒ 本法人への振込（着金）時期：2019年1月末頃（見込）

※2 年末の寄附金振込期限は、銀行等の年内最終営業日の窓口終了時刻を限度とします。

※3 年末の寄附金受付は、三重高等学校事務室の最終開室日の終了時刻を限度とします。

2. 受験生、新入生（園児）及びその保護者・保証人の皆さま

入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間に頂いたご寄附につきましては、税制上の優遇の対象外となります。

※2018年4月入学生（園児）及びその保護者・保証人の皆さま

2019年1月1日以降に本法人にご寄附をされると、寄附金額に応じて税制上の優遇措置を受けることが可能です。

【ご参考】国税庁（法第78条《寄附金控除》関係 入学に関してする寄附金の範囲）

<https://www.nta.go.jp/law/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shotoku/16/05.htm>

2018年11月26日

学校法人三重高等学校

法人事務局総務課

（寄附金事業担当）